

定期事業者検査報告書

(定期事業者検査開始時)

廃室発第104号

令和3年3月26日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区上野五丁目2番1号
日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第3項の規定により次のとおり定期事業者検査について報告します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 日本原子力発電株式会社 住所 東京都台東区上野五丁目2番1号 代表者の氏名 村松 衛
発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名称 東海発電所 所在地 茨城県那珂郡東海村白方1番1号
検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号	当該発電用原子炉施設の種類は、別紙-1のとおり
検査の実績又は予定の概要	予 定 自：令和 3年 4月 26日 至：令和 3年 7月 31日 検査の計画及び実績については、別紙-2のとおり

別紙－ 1 当該発電用原子炉施設の種類

発電用原子炉施設の 種類	発電用原子炉施設の一般構造 原子炉本体 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理施設 原子炉格納施設 その他原子炉の附属施設 その他主要設備
-----------------	---

別紙－２ 定期事業者検査の計画及び実績

要領書 番号	定期事業者検査名	今回の計画及び実績		備考
		※1	※2	
NT1（定事検） -01-001	建屋・構築物等状態確認検査 （原子炉本体）	－	○	
NT1（定事検） -01-002	換気設備機能検査（その1）	－	○	
NT1（定事検） -01-003	換気設備機能検査（その2）	－	○	
NT1（定事検） -01-004	放射性廃棄物処理設備状態確認検査	－	○	
NT1（定事検） -01-005	放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	－	○	
NT1（定事検） -01-006	建屋・構築物等状態確認検査 （機械設備）	－	○	
NT1（定事検） -01-007	建屋・構築物等状態確認検査 （建築）	－	○	
NT1（定事検） -01-008	建屋・構築物等状態確認検査 （土木）	－	○	
NT1（定事検） -01-009	消火設備状態確認検査	－	○	
NT1（定事検） -01-010	消火器状態確認検査	－	○	

今回の定期事業者検査及び実績（○：計画 ●：実績 －：計画・実績なし）

※1：先行実施検査（令和2年4月1日以降当該検査開始までに実施した検査）

※2：当該検査開始～当該検査終了までの期間

添 付 書 類

- 添付書類一 定期事業者検査の計画
- 添付書類二 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標
- 添付書類三 施設管理実施計画
- 添付書類四 定期事業者検査の判定方法（一定の期間を含む）
- 添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二，三，四）からの変更内容
- 添付書類六 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二及び三）についての評価結果（保全の有効性評価の結果に関する説明書）
- 添付書類七 定期事業者検査の判定方法（一定の期間に限る）を変更した場合の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第五十六条第三項各号の事項について

添付書類一 定期事業者検査の計画

東海発電所

第1回 定期事業者検査計画書

目 次

1. 定期事業者検査の計画工程	1
-----------------------	---

別紙 定期事業者検査工程表

1. 定期事業者検査の計画工程

定期事業者検査（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第55条第1項の時期に行う定期事業者検査）については、次の期間で実施する。

(1) 定期事業者検査の工程

自 令和 3年 4月 26日
至 令和 3年 7月 31日

(2) 当該定期事業者検査期間中に実施する工事

定期事業者検査の工程に直接影響する工事はない。

(3) 当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査の項目

本文（別紙－2）に記載

(4) 前回の定期事業者検査からの変更点

なし

別 紙

定期事業者検査工程表

添付書類二 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標

目 次

1. 保全活動管理指標	1
-------------------	---

1. 保全活動管理指標

発電用原子炉施設において、保全活動管理指標の設定が必要な系統はない。

添付書類三 施設管理実施計画

東海発電所

保全計画

目 次

I. 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）及び期間	1
II. 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期	1
1. 工事の計画	1
III. 発電用原子炉施設の点検，検査等の方法，実施頻度及び時期	1
1. 点検計画	1
IV. 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置	1
別紙－1 東海発電所 点検計画（第1定事検サイクル）	
参考資料－1 計画期間中における点検の実施状況等「東海発電所 点検計画（第1定事検サイクル）」	

I 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）及び期間

本保全計画の適用期間は、第1回定期事業者検査開始日から第2回定期事業者検査開始日の前日までの期間（第1回定期事業者検査終了日以降13ヶ月までの間）とし、以降、この期間を第1定事検サイクルという。ただし、この期間内に第2回定期事業者検査を開始した場合には、その前日までの期間とする。

II 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期

1. 工事の計画

なし

III 発電用原子炉施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

1. 点検計画

廃止措置中の点検について、予め保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「施設管理業務要項」に従い策定した。

点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画を別紙-1に記載する。

なお、附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「施設管理業務要項」に規定している。

点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認すると共に、継続的に改善につなげている。

なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行っている。

- ・保全データの推移及び廃止措置期間中における経年劣化の長期的な傾向監視の実績
- ・廃止措置期間中のトラブルなどの運転経験
- ・リスク情報

IV 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

定期事業者検査は、自主保安を遵守して実施する。なお、安全上重要な点検等の計画はない。

東海発電所
点検計画
(第 1 定事検サイクル)

点検計画の記載について

1. 点検計画は、以下の方針に従い記載している。

(1) 記載している設備について

点検計画には、発電所設備（建屋）として、以下の設備を対象に記載している。

- ・廃止措置計画書に定める設備（性能維持施設）

(2) 記載している点検について

点検計画には、上記設備の主要な点検として、以下を記載している。

- ・定期事業者検査に係る点検等
- ・定期事業者検査に係る点検等の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検等
- ・記載対象設備において、上記に該当する点検が無い設備については主要な点検

上記以外の点検（主要機器の上記条件以外の点検や主要機器以外の機器の点検等）については、「施設管理業務要項」に定めている。

(3) 保全の重要度について

保全の重要度は、「施設管理業務要項」に従い、「B」又は「C」の何れかで表記している。

(4) 保全方式について

保全方式について以下のとおり記載している。

- ・時間基準保全を採用しているもの：点検頻度

(5) 点検頻度について

次の整理により「C」及び「Y」で表記している。

- ・定期事業者検査時に実施するものについては、「C」と表記している。
- ・年度管理するものについては、「Y」と表記している。

(6) 点検時期について

時間基準保全の点検については、“定期事業者検査時”の表現により備考欄に記載している。なお、これらの記載のないものについては、点検頻度に応じた時期に実施することとしている。

目 次

1. 点検計画

施設区分	ページ
建屋・構築物等	別紙 1 - 4
放射性廃棄物処理設備	別紙 1 - 4
放射性廃棄物貯蔵設備	別紙 1 - 4
換気設備	別紙 1 - 5
換気設備のフィルタ	別紙 1 - 6
消火設備	別紙 1 - 7

2. 原子力規制委員会の内規に従い実施する点検

施設区分	ページ
対象なし	別紙 1 - 8

1. 点検計画

施設区分	実施数(設備)名称	点検及び試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考		
建屋・構築物等	原子炉建屋	1式 外観検査	B	IC	NT1(定事検) -01-007 建屋・構築物等状態確認検査(建築)	定期事業者検査時		
	原子炉本体(圧力容器)	1基 外観検査	C	IC	NT1(定事検) -01-001 建屋・構築物等状態確認検査(原子炉本体)	定期事業者検査時		
	排気筒	1基 外観検査	B	IC	NT1(定事検) -01-006 建屋・構築物等状態確認検査(機械設備)	定期事業者検査時		
	生体遮へい体	1式 外観検査	C	IC	NT1(定事検) -01-007 建屋・構築物等状態確認検査(建築)	定期事業者検査時		
	使用済燃料冷却池建屋	1式 外観検査	C	IC	NT1(定事検) -01-007 建屋・構築物等状態確認検査(建築)	定期事業者検査時		
	放射性廃液処理建屋	1式 外観検査	C	IC	NT1(定事検) -01-007 建屋・構築物等状態確認検査(建築)	定期事業者検査時		
	固化処理建屋	1式 外観検査	C	IC	NT1(定事検) -01-007 建屋・構築物等状態確認検査(建築)	定期事業者検査時		
	サービス建屋	1式 外観検査	C	IC	NT1(定事検) -01-007 建屋・構築物等状態確認検査(建築)	定期事業者検査時		
	ホットワークショップ建屋	1式 外観検査	C	IC	NT1(定事検) -01-007 建屋・構築物等状態確認検査(建築)	定期事業者検査時		
	取水路	1式 外観検査	C	IC	NT1(定事検) -01-008 建屋・構築物等状態確認検査(土木)	定期事業者検査時		
	放水路	1式 外観検査	C	IC	NT1(定事検) -01-008 建屋・構築物等状態確認検査(土木)	定期事業者検査時		
	放射性廃棄物処理設備	使用済燃料冷却水処理系 スラッジ貯蔵タンク	4基 外観検査	B	IC	NT1(定事検) -01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時	
		使用済燃料冷却水処理系 ディレイタンク	2基 外観検査	B	IC	NT1(定事検) -01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時	
		雑液処理系 再生廃液レンジャービンタンク	1基 外観検査	B	IC	NT1(定事検) -01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時	
		雑液処理系 レンジャービンタンク	1基 外観検査	B	IC	NT1(定事検) -01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時	
		洗滌液処理系 レンジャービンタンク	2基 外観検査	B	IC	NT1(定事検) -01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時	
		洗滌液処理系 ディレイタンク	3基 外観検査	B	IC	NT1(定事検) -01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時	
		放射性液体廃棄物処理設備 放射性液体廃棄物常設水ポンプ	1台 分解点検	B	3Y	—	定期事業者検査時	
		放射性廃棄物貯蔵設備	黒鉛スリープ貯蔵庫(C-1)	1基 機能・性能点検	B	1Y	—	定期事業者検査時
				外観検査	B	IC	NT1(定事検) -01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時

施設区分	実施数(設備(建屋)名称)	点検及び試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考
		外観検査	B	IC	NTI(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	黒鉛スリーブ貯蔵庫(C-2)	1基 機能・性能点検	B	1Y	—	
		外観検査	B	IC	NTI(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	固体廃棄物貯蔵庫(E)	1基 機能・性能点検	B	1Y	—	
		外観検査	B	IC	NTI(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	燃料スワロー貯蔵庫	1基 機能・性能点検	B	1Y	—	
		外観検査	B	IC	NTI(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	サイトバンカ(I)	2基 機能・性能点検	B	1Y	—	
		外観検査	B	IC	NTI(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	燃料スプリータ貯蔵庫 燃料スプリータ貯蔵庫(H-1)	1基 機能・性能点検	B	1Y	—	
		外観検査	B	IC	NTI(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	燃料スプリータ貯蔵庫 燃料スプリータ貯蔵庫(H-2)	1基 機能・性能点検	B	1Y	—	
		外観検査	B	IC	NTI(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	燃料スプリータ貯蔵庫 燃料スプリータ貯蔵庫(H-3)	1基 機能・性能点検	B	1Y	—	
		外観検査	B	IC	NTI(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	ドラム貯蔵庫	1基 機能・性能点検	B	1Y	—	
		外観検査	B	IC	NTI(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	貯蔵孔	24個 機能・性能点検	B	1Y	—	
		外観検査	B	IC	NTI(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
換気設備	原子炉建屋換気設備 生体遮へい冷却空気排風機	4台 機能・性能点検	B	IC	NTI(定事検)-01-002 換気設備機能検査(その1)	定期事業者検査時
	使用済燃料冷却池建屋換気設備 主冷却池換気設備排風機	1台 機能・性能点検	B	IC	NTI(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時

施設区分	実施数(設備(建屋)名称)	点検及び試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考
換気設備のフルータ	使用済燃料冷却地建屋換気設備 フラスコ表筒換気設備 フラスコ表筒至換気設備排風機	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	使用済燃料冷却地建屋換気設備 フラスコ表筒換気設備 フラスコ表筒至換気設備排風機	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	放射性廃液処理建屋換気設備 放射性廃液処理建屋排風機 (MF-2, F-3, F-4)	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	固化処理建屋換気設備 固化処理建屋排風機	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	固化処理建屋換気設備 固化処理建屋送風機	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	黒鉛スリープ貯蔵庫及び燃料スプッタ貯蔵 庫換気設備 黒鉛スリープ貯蔵庫(C-2)及び燃料ス プッタ貯蔵庫(H-3)換気設備排風機	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	黒鉛スリープ貯蔵庫及び燃料スプッタ貯蔵 庫換気設備 燃料スプッタ貯蔵庫(H-1, 2)換気設備 排風機	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	サイトバンカ(イ)A, Bバンカ換気設備 サイトバンカ(イ)排風機	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	放射性廃液処理建屋連絡通路(A)換気設備 排風機	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	放射性廃液処理建屋連絡通路[B]換気設備 排風機	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	放射性廃液処理建屋連絡通路[C]換気設備 排風機	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	ホットワークゾンプ建屋換気設備 ホットワークゾンプ建屋排風機	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	サーピス建屋2階換気設備 ホット系排気処理装置	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	サーピス建屋2階換気設備 乾燥機系排気処理装置	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	原子炉建屋換気設備(生体遮へい冷却空排 風機)	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-002 換気設備機能検査(その1)	定期事業者検査時
	使用済燃料冷却地建屋換気設備 主冷却地換気設備	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	使用済燃料冷却地建屋換気設備 フラスコ表筒至換気設備	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	放射性廃液処理建屋換気設備(MF-2, F-3, F-4)	機能・性能検査	B	IC	NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時

施設区分	実施数(設備(建屋)名称)	点検及び試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考
	2個	機能・性能検査	B	IC	NTI(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	1個	機能・性能検査	B	IC	NTI(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	3個	機能・性能検査	B	IC	NTI(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	1個	機能・性能検査	B	IC	NTI(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	1個	機能・性能検査	B	IC	NTI(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	1個	機能・性能検査	B	IC	NTI(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	1個	機能・性能検査	B	IC	NTI(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	2個	機能・性能検査	B	IC	NTI(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
消火設備	1式	機能・性能検査	C	IC	NTI(定事検)-01-009 消火設備状態確認検査	定期事業者検査時
	1式	外観検査	C	IC	NTI(定事検)-01-010 消火器具状態確認検査	定期事業者検査時

2. 原子力規制委員会の内規に従い実施する点検

施設区分	実施数 (設備 (建屋) 名称)	点検及び試験 ・検査の項目	保全の 重要度	保全方式 又は順度	検査名	備考
対象なし						

計画期間中における点検の実施状況等

「東海発電所 点検計画（第1定事検サイクル）」

点検計画の記載について

1. 点検計画は、以下の方針に従い記載している。

(1) 記載している設備について

点検計画には、発電所設備（建屋）として、以下の設備を対象に記載している。

- ・廃止措置計画書に定める設備（性能維持施設）

(2) 記載している点検について

点検計画には、上記設備の主要な点検として、以下を記載している。

- ・定期事業者検査に係る点検等
- ・定期事業者検査に係る点検等の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検等
- ・記載対象設備において、上記に該当する点検が無い設備については主要な点検

上記以外の点検（主要機器の上記条件以外の点検や主要機器以外の機器の点検等）については、「施設管理業務要項」に定めている。

(3) 保全の重要度について

保全の重要度は、「施設管理業務要項」に従い、「B」又は「C」の何れかで表記している。

(4) 保全方式について

保全方式について以下のとおり記載している。

- ・時間基準保全を採用しているもの：点検頻度

(5) 点検頻度について

次の整理により「C」及び「Y」で表記している。

- ・定期事業者検査時に実施するものについては、「C」と表記している。
- ・年度管理するものについては、「Y」と表記している。

(6) 点検時期について

時間基準保全の点検については、“定期事業者検査時”の表現により備考欄に記載している。なお、これらの記載のないものについては、点検頻度に応じた時期に実施することとしている。

(7) 今回の実施計画について

第1定事検サイクル中に点検を計画するものに「○」を記載している。

なお、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあつては、本定事検サイクル中に1つでも点検の計画があれば「○」としている。

(8) 前回実施時期について

当該点検の前回実績（実施時期）を記載している。

なお、複数の機器や複数の保全タスクをまとめて記載した項目にあつては、最新実績を記載している。

目 次

1. 点検計画

施設区分	ページ
建屋・構築物等	参考 1 - 4
放射性廃棄物処理設備	参考 1 - 4
放射性廃棄物貯蔵設備	参考 1 - 4
換気設備	参考 1 - 5
換気設備のフィルタ	参考 1 - 6
消火設備	参考 1 - 7

2. 原子力規制委員会の内規に従い実施する点検

施設区分	ページ
対象なし	参考 1 - 8

1. 点検計画

施設区分	実施数(設備)名称	点検及び試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回実施計画	前回実施時期	検査名	備考	
建屋・構築物等	原子炉建屋	1式 外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-007 建屋・構築物等状態確認検査(建築)	定期事業者検査時	
	原子炉本体(圧力容器)	1基 外観検査	C	IC	○		NT1(定事検)-01-001 建屋・構築物等状態確認検査(原子炉本体)	定期事業者検査時	
	排気筒	1基 外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-006 建屋・構築物等状態確認検査(機械設備)	定期事業者検査時	
	生体遮へい体	1式 外観検査	C	IC	○		NT1(定事検)-01-007 建屋・構築物等状態確認検査(建築)	定期事業者検査時	
	使用済燃料冷却池建屋	1式 外観検査	C	IC	○		NT1(定事検)-01-007 建屋・構築物等状態確認検査(建築)	定期事業者検査時	
	放射性廃液処理建屋	1式 外観検査	C	IC	○		NT1(定事検)-01-007 建屋・構築物等状態確認検査(建築)	定期事業者検査時	
	固化処理建屋	1式 外観検査	C	IC	○		NT1(定事検)-01-007 建屋・構築物等状態確認検査(建築)	定期事業者検査時	
	サービス建屋	1式 外観検査	C	IC	○		NT1(定事検)-01-007 建屋・構築物等状態確認検査(建築)	定期事業者検査時	
	ホットワークショップ建屋	1式 外観検査	C	IC	○		NT1(定事検)-01-007 建屋・構築物等状態確認検査(建築)	定期事業者検査時	
	取水路	1式 外観検査	C	IC	○		NT1(定事検)-01-008 建屋・構築物等状態確認検査(土木)	定期事業者検査時	
	放水路	1式 外観検査	C	IC	○		NT1(定事検)-01-008 建屋・構築物等状態確認検査(土木)	定期事業者検査時	
	放射性廃棄物処理設備	使用済燃料冷却水処理系 スラッジ貯蔵タンク	4基 外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時
		使用済燃料冷却水処理系 ディレイタンク	2基 外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時
		雑廃液処理系 再生廃液レンービンタンク	1基 外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時
		雑廃液処理系 レンービンタンク	1基 外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時
		洗滌液処理系 レンービンタンク	2基 外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時
		洗滌液処理系 ディレイタンク	3基 外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時
放射性液体廃棄物処理設備 放射性液体廃棄物常設水ポンプ		1台 分解点検	B	3Y	○	2018	—	—	
放射性液体廃棄物処理設備		外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時	
黒鉛スリープ貯蔵庫(C-1)		1基 機能・性能点検	B	1Y	○	2020	—	—	
放射性廃棄物貯蔵設備		外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-004 放射性廃棄物処理設備状態確認検査	定期事業者検査時	

施設区分	実施数(設備(建屋)名称)	点検及び試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回実施計画	前回実施時期	検査名	備考
		外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	黒鉛スリープ貯蔵庫(C-2)	1基 機能・性能点検	B	1Y	○	2020		
		外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	固体廃棄物貯蔵庫(E)	1基 機能・性能点検	B	1Y	○	2020		
		外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	燃料スワロー貯蔵庫	1基 機能・性能点検	B	1Y	○	2020		
		外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	サイトバンカ(イ)	2基 機能・性能点検	B	1Y	○	2020		
		外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	燃料スプリッタ貯蔵庫 燃料スプリッタ貯蔵庫(H-1)	1基 機能・性能点検	B	1Y	○	2020		
		外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	燃料スプリッタ貯蔵庫 燃料スプリッタ貯蔵庫(H-2)	1基 機能・性能点検	B	1Y	○	2020		
		外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	燃料スプリッタ貯蔵庫 燃料スプリッタ貯蔵庫(H-3)	1基 機能・性能点検	B	1Y	○	2020		
		外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	ドラム貯蔵庫	1基 機能・性能点検	B	1Y	○	2020		
		外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
	貯蔵孔	24個 機能・性能点検	B	1Y	○	2020		
		外観検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-005 放射性廃棄物貯蔵設備状態確認検査	定期事業者検査時
換気設備	原子炉建屋換気設備 生体遮へい冷却空気排風機	4台 機能・性能点検	B	IC	○		NT1(定事検)-01-002 換気設備機能検査(その1)	定期事業者検査時
	使用済燃料冷却建屋換気設備 主冷却地換気設備排風機	1台 機能・性能点検	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時

施設区分	実施数(設備(建屋)名称)	点検及び試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回実施計画	前回実施時期	検査名	備考
換気設備のフルータ	使用済燃料冷却地建屋換気設備 フラスコ表荷室換気設備 フラスコ表荷室換気設備排風機	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	使用済燃料冷却地建屋換気設備 フラスコ表荷室換気設備 フラスコ表荷室換気設備排風機	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	放射性廃液処理建屋換気設備 放射性廃液処理建屋排風機 (MF-2, F-3, F-4)	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	固化処理建屋換気設備 固化処理建屋排風機	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	固化処理建屋換気設備 固化処理建屋送風機	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	黒鉛スリープ貯蔵庫及び燃料スプリア貯蔵 庫換気設備 黒鉛スリープ貯蔵庫(G-2)及び燃料スプ リア貯蔵庫(H-3)換気設備排風機	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	黒鉛スリープ貯蔵庫及び燃料スプリア貯蔵 庫換気設備 燃料スプリア貯蔵庫(H-1, 2)換気設備 排風機	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	サイトバンカ(イ)A, Bバンカ換気設備 サイトバンカ(イ)排風機	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	放射性廃液処理建屋連絡通路(A)換気設備 排風機	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	放射性廃液処理建屋連絡通路[B]換気設備 排風機	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	放射性廃液処理建屋連絡通路[C]換気設備 排風機	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	ホットワークジョック建屋換気設備 ホットワークジョック建屋排風機	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	サーピス建屋2階換気設備 ホット系排気処理装置	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	サーピス建屋2階換気設備 乾燥機系排気処理装置	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	原子炉建屋換気設備(生体窓へい冷却空排 風機)	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-002 換気設備機能検査(その1)	定期事業者検査時
	使用済燃料冷却地建屋換気設備 主冷却地換気設備	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	使用済燃料冷却地建屋換気設備 フラスコ表荷室換気設備	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	放射性廃液処理建屋換気設備(MF-2, F-3, F-4)	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時

施設区分	実施数(設備(建屋)名称)	点検及び試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回実施計画	前回実施時期	検査名	備考
	2個	機能・性能検査	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	1個	黒鉛スリープ貯蔵庫及び燃料スプリア貯蔵庫換気設備	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	3個	黒鉛スリープ貯蔵庫(C-2)換気設備	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	1個	燃料スプリア貯蔵庫(H-1, 2, 3)換気設備	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	1個	サイトバンク(イ)A, Bバンク換気設備	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	1個	放射性廃液処理建屋連絡通路[A]換気設備	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	1個	放射性廃液処理建屋連絡通路[B]換気設備	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	1個	放射性廃液処理建屋連絡通路[C]換気設備	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	1個	ホットワークショップ建屋換気設備	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
	2個	サーピス建屋2階換気設備	B	IC	○		NT1(定事検)-01-003 換気設備機能検査(その2)	定期事業者検査時
消火設備	1式	消火栓	C	IC	○		NT1(定事検)-01-009 消火設備状態確認検査	定期事業者検査時
	1式	消火器	C	IC	○		NT1(定事検)-01-010 消火器状態確認検査	定期事業者検査時

2. 原子力規制委員会の内規に従い実施する点検

施設区分	実施数 (設備 (建屋) 名称)	点検及び試験 ・検査の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回実施 計画	前回実施 時期	検査名	備考
対象なし								

添付書類四 定期事業者検査の判定方法（一定の期間を含む）

1. 定期事業者検査の判定方法

(1) 定期事業者検査の実施における考え方

定期事業者検査の実施にあたっては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第1項において検査の方法が規定されており、これに従い、表-1に記載する検査の方法に基づき、対象設備に対して定期事業者検査を実施する。

また、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第2項では、定期事業者検査においては、一定の期間を設定し、その期間において技術基準に適合する状態を維持するかどうかを判定する方法で行うことが規定されている。

定期事業者検査の対象となる設備については、技術基準への適合維持が要求されていることから、その実施頻度の設定においては、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる段階に定期事業者検査を行うように考慮しており、その実施頻度を定期事業者検査の一定期間とする。この実施頻度から設定した定期事業者検査の一定期間の最短は、定期事業者検査期間時に実施する検査の最短の間隔である13ヶ月（定期事業者検査終了からの期間）とする。

表－1 検査の方法の考え方

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条	検査の方法	
① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	分解検査及び開放検査	機器等を分解、開放した状態で亀裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。
	外観検査	機器等（支持構造物を含む。）の組立・据付け位置、仕上がり状態、分解・開放しない状態での漏えい又はその形跡、亀裂、変形等の異常の有無を目視等により確認する。
	非破壊検査	放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、渦流探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。
	漏えい（率）検査	系統及び機器等の組立、据付又は点検完了後、所定の圧力において耐圧試験等を行い、これに耐え、著しい漏えいの有無又は漏えい率 ^{※1} を確認する。
② 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法	特性検査	電気設備及び計測制御設備について絶縁抵抗測定 ^{※2} 、校正及び設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。
	機能・性能検査	系統及び機器等の組立、据付又は点検完了後、作動試験、試運転及びインターロック試験等を行い、機器等単体又は系統の機能・性能等を確認する。
	総合性能検査	各設備の組立、据付け又は点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。

※1 漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

※2 絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

上表の検査の方法にて実施する具体的な定期事業者検査は点検計画（添付書類三 別紙－1）のとおり。

添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二，三，四）からの変更
内容

1. 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二，三，四）からの変更

なし

添付書類六 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二及び三）についての評価結果（保全の有効性評価の結果に関する説明書）

1. 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二及び三）についての評価結果（保全の有効性評価の結果に関する説明書）

なし

添付書類七 定期事業者検査の判定方法（一定の期間に限る）を変更した場合の
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第五十六条第三項
各号の事項について

1. 定期事業者検査の判定方法（一定の期間に限る）を変更

なし